

北海道林業事業体登録制度における公表情報の活用ガイドライン

- このガイドラインは、登録情報の各項目毎の内容を簡潔に説明したものです。
- 林業事業体情報は、林業事業体の申請に基づき登録したものです。
- 登録された林業事業体は、道が示した指針の遵守を宣誓しています。
- 登録情報の内容は、登録林業事業体からの届出により随時変更・更新されます。

〈登録情報項目〉

- I 基本情報
事業体名、代表者、住所、組織形態、代表電話番号、代表 FAX 番号、ホームページ、代表 E-mail、設立年月日、事業の種類
- II 認定取得情報
林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主、合法木材等供給事業者認定
- III 事業実行体制
事業実績、事業区域、従業員数、技術者数、機械保有台数、
- IV 雇用・安全衛生管理体制
雇用管理体制、就業規則、各種保険、労働安全衛生法令関係
- V その他事業体情報
- VI 成績評価結果

〈登録制度要綱・指針〉

北海道林業事業体登録制度の詳細については、本制度の要綱、指針を参照ください。

- [北海道林業事業体登録実施要綱](#)
- [北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針](#)

〈参考〉

- [林野庁 HP-林業事業体の登録・評価の仕組みについて](#)

I 基本情報

項目	区分	説明	留意点
事業体名		個人事業主の場合、事業体の名称は個人名の場合があります。	※ 各項目に関する法令の原文については、次の参考ページで検索ができます。 参考 電子政府総合窓口-法令検索
代表者	役職名・氏名		
住所	郵便番号・住所		
組織形態		組織形態は、会社、協同組合、森林組合、個人事業主、その他(NPOなど)に区分しています。	※ 林業用語については、次の参考ページを参照してください。 参考 林野庁-森林・林業白書-用語の索引 参考 北海道庁-森林づくり白書-用語解説 (P158~)
代表電話番号			
代表FAX番号			
ホームページ			
代表E-mail			
設立年月日		個人事業主は事業開始年月日を掲載しています。	参考 一般法人全国林業改良普及協会-森林・林業用語辞典
事業の種類	造林	地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等	
	素材生産	立木伐倒、集材、枝払い、玉切り、はい積み等	

II 認定取得状況

公表項目	区分	説明	留意点
1 労確法に基づく認定事業主	認定番号 認定年月日	林業労働力の確保の促進に関する法律(労確法)第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のことです。 関係法令：林業労働力の確保の促進に関する法律	※ 次のホームページに雇用管理の改善及び事業の合理化改善措置計画の説明があります。 参考 北海道庁-水産林務部-林業木材課-改善措置計画 ※ 認定を受けた事業体には、法定の優遇措置や基金事業の支援が受けられる特典があります。
2 合法木材等供給事業者認定	認定番号 認定年月日	木材・木材製品の合法性を証明できると認定された事業者のことです。	※ 次のホームページに木材の合法証明の説明があります。 参考 北海道庁-水産林務部-林業木材課-木材の合法証明 参考 合法木材ナビ

Ⅲ 事業実行体制

項目	区分	説明	留意点	
1 事業実績	造林	植栽：苗木を植え付けることです	※ 過去2力年の事業実績を掲載しています。	
		下刈：植栽木の周囲の雑草を刈り払う作業のことです		
		その他：枝打ち、除伐などの保育作業のことです		
	素材生産	天然林：天然の木を伐採することです		
		人工林：人が植えた木を伐採することです		
2 事業区域	市町村名等	事業を実施している区域を市町村名で掲載しています	※ 事業実施区域が広域の場合は〇〇一円等と記載されます。	
3 従業員数	現場作業員	主に森林等で現場作業に従事する従業員です	※ 「うち通年」欄には、年間を通じて雇用されている従業員数を掲載しています。	
	事務職員	主に本社・支社等で内部事務を行う従業員です		
4 技術者数	技術士	技術士法に基づく文部科学省管轄の国家資格を有する者のことです。	※ 次のホームページに各技術者の説明があります。 参考 (社)日本技術士会 参考 (社)日本森林技術協会 参考 森林施業プランナー認定制度ポータルサイト 参考 (社)フォレストサーベイ-H24森林作業道作設オペレーターの育成対策事業 参考 林野庁-緑の雇用現場技能者育成事業	
	林業技士	(社)日本森林技術協会が認定する資格を有する者のことです。		
	認定森林施業プランナー	森林施業プランナーのうち森林施業プランナー協会の認定を受けたものを認定森林施業プランナーといいます。		
	森林施業プランナー	森林施業プランナー養成研修を受講するなどし、森林施業方針や施業プランを森林所有者に提案、合意形成を図る者のことです。		
	森林作業道作設オペレーター	森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のことです。		
	フォレストマネージャー	総括現場管理責任者		「研修終了者に係る登録制度の運用について」(H10.4.1付10林野組第36号林野庁長官通知)
	フォレストリーダー	現場管理責任者		に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修
	フォレストワーカー	林業作業士		終了者名簿に登録された者のことです。
5 林業機械保有台数	グラップル	木材を掴んで積み込みや荷下ろしを行う機械です。	※ 次のホームページに高性能林業機械の解説があります。 参考 林野庁-分野別情報-林業を支える高性能林業機械 参考 (社)林業機械化協会-林業機械について	
	フェアバンチャ	林内を走行し、立木を伐倒し集積する機械です。		
	スキッダ	複数の木材を牽引して土場に運び出す機械です。		
	プロセッサ	木材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う機械です。		
	ハーベスタ	立木の伐倒、枝払い、玉切り、集積を一貫して行う機械です。		
	フォワーダ	木材を荷台に積んで運ぶ集材専用の機械です。		
	タワーヤード	簡便に架線集材できる移動可能な集材機です。		
	スウィングヤード	建設用マシンに集材用ウインチを搭載した簡易集材機です。		
	その他高性能林業機械	建設用マシンに複数の高性能林業機械を装備した機械などです。		

IV 雇用・安全衛生管理体制

項目	区分	説明	留意点
1 雇用管理	雇用管理者の選任	<p>労確法第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、林業労働者の募集、配置、教育訓練などの雇用管理を行うために選任された者のことです。</p> <p>関係法令：林業労働力の確保の促進に関する法律</p>	<p>※ 常時5人以上の労働者を雇用する事業所毎に選任するよう努めることとされています。</p> <p>参考 電子政府総合窓口－法令検索</p>
	雇用に関する文書の交付	<p>労確法第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたときに交付する、雇用期間、業務内容などを明らかにした文書のことです。</p> <p>関係法令：林業労働力の確保の促進に関する法律</p>	<p>※ 労働条件については、書面により交付するよう努めることとされています。</p> <p>参考 電子政府総合窓口－法令検索</p>
2 就業規則	有無	<p>使用者が制定する労働条件の画一化・明確化のため、就業時間・賃金・退職・職場規律等について労働基準法において定められた規則のことです。</p> <p>関係法令：労働基準法</p>	<p>※ 常時10人以上従業員がいる会社については、作成が義務とされています。</p> <p>参考 電子政府総合窓口－法令検索</p>
3 各種保険	労災保険	<p>労災保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度です。</p> <p>～（財）労災保険情報センターHPから抜粋～</p> <p>関係法令：労働者災害補償保険法</p>	<p>※ 労働者を使用する事業体については、原則的に強制適用とされています。</p> <p>※ 次のホームページに労災保険の説明があります。</p> <p>参考 （財）労災保険情報センター</p>
	雇用保険	<p>労働者が失業した場合、雇用継続が困難となった場合などに、生活の安定と就職の促進のために失業等給付を支給し、失業予防、雇用機会増大、能力開発など労働者の福祉の増進を図るための事業を実施する制度です。</p> <p>関係法令：雇用保険法</p>	<p>※ 所定期間労働者を雇用する事業所については、原則的に適用することとされています。</p> <p>※ 次のホームページに雇用保険制度の説明があります。</p> <p>参考 厚生労働省－雇用保険制度</p>
	健康保険	<p>日本の公的医療保険制度、すなわち社会保障のうち社会保険（医療保険）に分類され、健康保険に加入する被保険者が医療の必要な状態になったとき医療費を保険者が一部負担する制度です。</p> <p>関係法令：健康保険法</p>	<p>※ 法人については、強制適用とされています。</p> <p>※ 次のホームページに健康保険について説明があります。</p> <p>参考 全国健康保険協会</p>
	厚生年金	<p>厚生年金保険法に基づき、民間企業労働者が加入し、加入者や遺族のため、老齢年金、障害年金、遺族年金が日本年金</p>	<p>※ 法人については、強制適用とされています。</p> <p>※ 次のホームページに厚生年金について説明があります。</p>

		<p>機構から支払われる公的年金制度です。 関係法令：厚生年金保険法</p>	<p>参考 日本年金機構</p>
	退職金共済等	<p>退職金共済制度とは、働く人たちのために国が作った退職金制度で、中退共、建退共、林退共などがあります。 関係法令：中小企業退職金共済法 関連制度：中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度 林業退職金共済制度</p>	<p>※ 次のホームページに各退職金共済制度について説明があります。</p> <p>参考 中小企業業退職金共済事業本部</p> <p>参考 建設業退職金共済事業本部</p> <p>参考 林業退職金共済事業本部</p>
4 労働安全衛生 法令関係資格	各種管理者等	総括安全衛生管理者	<p>関係法令：労働安全衛生法 次のホームページに各種管理者の選任基準が掲載されています。</p> <p>参考 厚生労働省－過去の報道資料の参照ページ</p>
		安全管理者	
		衛生管理者	
		安全衛生推進者	
	各種教育等	伐木等作業従事者に係る特別教育	<p>※ 次のホームページで技能講習、安全教育関連規則等が確認できます</p> <p>参考 北海道労働局</p> <p>参考 安全情報センター(運営：中央労働災害防止協会)</p>
		ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	
		機械集材装置運転業務の安全衛生特別教育	
		刈り払機取扱作業安全衛生教育	
		造林作業指揮者等安全衛生教育	
		林内作業車を使用する集材作業従事者に対する安全教育	
	各種技能講習	荷役運搬機械等はい作業の安全教育	
		地山の掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習	
		はい作業主任者技能講習	
		小型移動式クレーン運転技能講習	
車両系建設機械運転技能講習			
不整地運搬車運転技能講習			
玉掛技能講習			
その他			

V その他事業体情報

項 目	説 明	活用のポイントと留意点
<p>その他事業体 情報</p>	<p>緑化・防災活動等ボランティア活動、表彰実績、森林認証、ISO、事業体の特色、支店情報、事前相談、無料見積、施業集約化、森林経営計画策定、各種補助金事務取扱など事業体のPR事項を掲載しています。</p>	<p>※ 次のホームページにCSR(企業の社会的責任)の説明があります。 参考 経団連</p> <p>参考 経済同友会</p>
		<p>※ 次のホームページに北海道知事が行う表彰について説明があります。 参考 北海道庁総務部人事課HP</p>
		<p>※ 次のホームページに森林認証について説明があります。 参考 WWFジャパン FSCについて</p> <p>参考 SGEC 「一般社団法人 緑の循環認証会議」</p> <p>参考 PEFCアジアプロモーションズ</p>
		<p>※ 次のホームページにISOについて説明があります。 参考 日本工業標準調査会</p>

VI 成績評定結果

項 目	区 分		説 明
評定事業年度	評定を実施した年度		<ul style="list-style-type: none"> ・成績評定を実施した事業の完了年度を記載しています。（申請日の前事業年度） ・北海道発注事業における道有林(育林事業)並びに道有林(造材事業)については、暦年（12月末）までに完成した事業
成績評定点表示区分	評定件数 最 高 点 最 低 点 平 均 点		<ul style="list-style-type: none"> ・1年分の事業成績評定件数、最高点、最低点、平均点を100点表示で記載しています。 ・平均点は、小数点以下を四捨五入した整数値を表示しています。 ・北海道森林管理局発注事業、北海道発注事業の治山事業(造林工事)、道有林(育林事業)、道有林(造材事業)及び森林整備補助事業は、それぞれ評定要領、配点等が異なることから評定点数を単純比較することはできません。
発注者(事業)区分	北海道森林管理局発注事業		根拠1 国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領に基づく評定。 国有林野における素材生産、造林に係る事業成績を評定しています。 参考 林野庁-造林事業について 林野庁-素材生産請負事業について
	北海道発注事業	治山事業（造林工事）	根拠2 造林工事施工成績評定要領に基づく評定。 保安林の補植、本数調整伐などの森林整備（治山ダム工事等に伴う植栽工、支障木伐採等を除く）に係る事業成績を評定しています。 参考 造林工事施行成績評定要領 ・令和2年度施行成績評定状況 治山事業(造林工事) 評定件数 45 件 全道最高点 96 点 最低点 80 点 平均点 88.6 点
		道有林（育林事業） 道有林（造材事業）	根拠3 育林事業施行成績評定要領に基づく評定。道有林の造林、保育等の事業成績を評定しています。 根拠4 造材事業成績評定要領に基づく評定。道有林の伐木、造材等の事業成績を評定しています。 参考 育林事業施行成績評定要領、造材事業成績評定要領 ・令和2年事業成績評定状況 道有林(育林事業) 評定件数30件 全道最高点96点 最低点81点 平均点91点 道有林(造材事業) 評定件数110件 全道最高点98点 最低点83点 平均点93.5点

森林整備補助事業
(一般民有林)

根拠5 北海道における森林整備事業に係る林業事業者の成績評定要領に基づく評定。
道が補助金を交付する一般民有林の造林、下刈り、除間伐等森林整備に係る事業成績を評定しています。

参考 [北海道における森林整備事業に係る林業事業者の成績評定要領](#)

- ・事業主体とは…森林所有者から委託を受けて森林整備を行う、森林組合等森林管理を行う者を示します。
- ・事業実行者とは…森林整備に係る実作業を行う者を示します。
- ・事業主体と事業実行者とは評定基準等が異なるため、点数を単純比較することはできません。
- ・事業区分
植樹系：人工造林、樹下植栽等
保育系：下刈、枝打ち
間伐系：除伐等、間伐、更新伐
その他：殺そ剤散布（地上）、侵入防止柵
- ・点数表示方法
森林整備補助事業については、事業種別に成績評定結果の平均点をA～Eの5段階階層表示で記載しています。
A：90点以上 B：80点以上90点未満 C：60点以上80点未満 D：50点以上60点未満 E：50点未満

・令和2年度森林整備補助事業成績評定状況

区 分	評定件数/評価	A	B	C	D	E
植樹系事業主体	153件	108件	26件	19件	0件	0件
植樹系事業実行者	431件	256件	117件	57件	0件	1件
保育系事業主体	206件	165件	29件	11件	0件	1件
保育系事業実行者	528件	294件	150件	84件	0件	0件
間伐系事業主体	227件	171件	38件	17件	0件	1件
間伐系事業実行者	384件	208件	116件	59件	1件	0件
その他事業主体	34件	24件	6件	4件	0件	0件
その他事業実行者	43件	27件	12件	4件	0件	0件

※注1：成績評定結果の公表は、評定を受けた事業者からの任意の申し出により公表するものであり、全ての事業者が公表しているものではありません。

※注2：公表された成績評定結果は事業者が恣意的に選択したものではなく、同年度に実施された全ての事業について公表しています。

※注3：成績評定は国、道、補助事業毎に定められた要領に基づき実施されており、評定に係る基準、方法等はそれぞれ異なります。

※注4：道有林育林事業及び森林整備補助事業に係る成績評定要領は、各振興局（森林室）閲覧所にて公表されています。

※注5：治山事業造林工事に係る施行成績評定結果については、各振興局閲覧所にて公表されています。